



3 江 監 第 7 3 7 号  
令和 4 年 2 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

|         |         |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 松 土 英 男 |
| 同       | 藏 田 朝 彦 |
| 同       | 佐 藤 信 夫 |
| 同       | 甚 野 ゆずる |

令和 3 年度第 3 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 令和3年度第3回定期財務監査報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

令和元年度、2年度及び3年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和2年度及び3年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 豊洲特別出張所

##### (2) 出張所

白河、小松橋（区民館を含む）、砂町（区民館を含む）

##### (3) 福社会館

古石場、塩浜、東陽、東砂

##### (4) 保育園

深川一丁目、古石場、東雲第二、大島第三、大島第四、小名木川第二、亀高第二、東砂、東砂第三、南砂第三

##### (5) 児童館

森下、古石場、塩浜、豊洲、辰巳

##### (6) 江東きっずクラブ・学童クラブ

きっずクラブ元加賀、きっずクラブ東川、きっずクラブ越中島、きっずクラブ塩浜・塩浜学童クラブ、きっずクラブ辰巳児童館・辰巳学童クラブ

##### (7) 日光高原学園

#### 3 監査の実施期日

令和3年10月4日から同年11月30日までのうち32日間

### 第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。また、日光高原学園の現地視察を行った。

なお、備品管理事務について重点監査項目として監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の備品管理事務についても同様であった。ただし、一部施設において、利用者への配慮が求められる事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

### 第4 監査委員意見

施設の安全性や利便性の維持・向上を図ることは施設管理者の責務であるが、今回監査対象とした児童館のうち複数の児童館において、玄関扉における安全対策や、利用者への配慮が必要な事例が見受けられたため意見を述べる。

児童館は、0歳児から高校生世代までだれでも自由に利用できる施設であるが、近年は乳幼児及びその保護者の交流の場としての役割が大きく、実際の利用者数から見ても乳幼児と保護者が多くを占めている。

今回の監査では、こうした実態も踏まえつつ施設監査を行ったが、複数の児童館において扉と扉枠の隙間や、両開き式玄関扉の扉同士の間隙に、手指等を挟み込んでしまうことが懸念される構造となっていた。このままでは、強風などで急に玄関扉が閉まった場合、幼児等に対する重大な事故を引き起こしかねない。安全確保のための対策を早急に講じられたい。

また、近年はベビーカーで来館する保護者が増加しているが、ベビーカーを操作しながら手で玄関扉を開閉することは容易でなく、多くの利用者が不便を感じていることも思料される。区民サービス向上の観点から、自動扉への改修などを検討されたい。

児童館に限らず、各施設を所管する部局におかれては、当該施設の利用者層の変化などの実態を踏まえ、現在の設備が適切なものとなっているか否かを点検のうえ、必要な改善を図られたい。区の施設が利用者の実態を踏まえた、より安全・安心なものとなることを期待する。